

就学支援金・高校生等臨時支援金の申請をお忘れなく！

授業料の保護者負担を軽減する制度です。

申請を希望する場合、学校が指定する期日までに、必ず学校に申請してください。

（昨年や、今年4月に申請した方も再度手続きが必要です。）

申請期限に間に合わなかった場合、補助額が満額とらない可能性があります。

補助対象となるわからない場合でも、念のため申請することをお勧めします。
所得区分をご自身で確認しなくても申請できます。

年収の目安※1 (あくまで目安です)	令和7年度の「市町村民税の課税標準額×6% －市町村民税の調整控除の額」※2 (こちらの区分で判定します)	就学支援金・高校生 等臨時支援金※3 (年額・上限)
生活保護世帯	令和7年1月1日時点で 生活保護世帯	396,000円
非課税～590万円未満	154,500円 未満	
590万～910万円未満	304,200円 未満	118,800円
910万円以上	304,200円 以上	118,800円

※1 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が給与所得者として働いている世帯をモデルとした年収の目安です。

※2 父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「市町村民税の調整控除の額」に3/4を乗じます。

※3 年収目安910万円未満の世帯は就学支援金、910万円以上の世帯は高校生等臨時支援金の対象となります。

生徒が早生まれの場合

生徒の生年月日が右の表に該当し、保護者等が当該生徒を自己の扶養親族としている場合は①のとおり計算します。それ以外の保護者等は②のとおり計算します。

計算方法

① (市町村民税の課税標準額－33万円)×6%－市町村民税の調整控除の額

② (市町村民税の課税標準額)×6%－市町村民税の調整控除の額

生徒の生年月日	①を使う期間
平成21年1月2日 ～4月1日	令和7年7月分 ～令和8年6月分

◆ 授業料や入学金の返還方法は？

学校が生徒や保護者等の方に代わって受け取り、授業料と相殺します。

学校によっては、いったん授業料を納め、後日補助金等を返還する場合があります（返還の時期や方法は学校により異なりますので、補助金の受取方法等についての詳細は学校に直接お問い合わせください。）。

制度や所得区分の確認方法等については、
「私立高等学校等の学費支援制度のご案内」リーフレット
も併せてご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/7137/r7-leaflet.pdf>

リーフレット▼



就学支援金・高校生等臨時支援金（国補助）

1 概要

授業料の負担を軽減する国の制度です。お住まいの都道府県に関わらず申請できます。

- ※ 高等学校等を卒業・修了している、又は在籍期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超える者は対象外です。
- ※ 高校生等臨時支援金は、就学支援金が所得制限により対象外となった場合、補助対象となります。就学支援金と同時に申請してください。

2 申請方法

(1) 既に就学支援金を受給している場合

○ 申請の意向確認【全員必須】

- ・ **学校が指定する方法**（e-Shien（高等学校等就学支援金オンライン申請システム）、口頭確認等）で**申請の意向を学校にお伝えください。**

○ 保護者、課税地等の修正【該当者のみ】

- ・ 以前提出した申請内容に**変更がある場合は、必ず学校に変更内容をお伝えください。**

- ・ 再婚、離婚、逝去等により**保護者等に変更があった場合**
- ・ **住所変更**（令和6年1月1日時点と令和7年1月1日時点の課税地が異なる場合）
- ・ **単身赴任**（単身赴任に伴い、住所登録を移し、令和6年1月1日時点と令和7年1月1日時点の課税地が異なる場合）
- ・ **海外赴任**（海外赴任に伴い、令和7年1月1日時点で日本に住所を有していない、または帰国により、日本に住所を有することとなった場合）

等

<e-Shien> <https://www.e-shien.mext.go.jp/>

e-Shien ▶



(2) 就学支援金を受給していない場合

申請手続きについては、学校にお問い合わせください。